

令和5年度 就学援助制度のお知らせ

海南市では、小・中学校に在学する児童・生徒の皆さんが学校で安心して勉強できるよう、学用品費や給食費などその費用の一部または全部を援助しています。

申請は年間を通して随時受け付けています。援助を希望される方は、下記事項を確認のうえ申請手続きを行ってください。

就学援助を受けられる方は、小・中学校に在学する児童生徒の保護者で、海南市に住所を有し、次の（１）から（４）までの項目のいずれかに該当する場合です。

（１）本年度において次のいずれかの措置を受けられた方

- ア 市民税の非課税の方
- イ 市民税の減免を受けている方
- ウ 個人の事業税の減免を受けている方
- エ 国民年金の掛金の減免を受けている方
- オ 国民健康保険料の減免、又は徴収の猶予を受けている方

（２）児童扶養手当の支給を受けている方

（３）生活福祉資金による貸付を受けている方

（４）上記（１）から（３）以外で、次のいずれかに該当する方

- ア 家庭の経済的な理由により学校納付金の納付状態が悪い場合、また学用品費等に不自由しているなど、家庭の生活状態が困窮していると認められる方
- イ 失職等により家計が急変し、家庭の生活状態が困窮していると認められる方

◆申請手続きについて

就学援助の受給を希望される場合は、お子さんが在学している小・中学校へご連絡のうえ、申請の手続きを行ってください。

【必要書類】

- ① 令和5年度 就学援助費受給申請書兼誓約書【各学校・教育委員会総務課にあります】
- ② 世帯全員の住民票 1通【世帯主名及び続柄の記載されたもの】
- ③ 令和4年度（令和3年中）課税証明書 各1通【同一世帯の中で収入がある方全員分】
* 海南市が保有する世帯情報等の閲覧に同意いただいた方については、上記必要書類②及び③の添付を省略できます。
ただし、世帯情報等が確認できない場合には、従来どおり保護者による添付書類の提出が必要です。
- ④ 児童扶養手当を受給されている場合は、「児童扶養手当証書」のコピー
* 児童手当や特別児童扶養手当とは異なります。

【注意事項】

- * 現在、就学援助費を受給中で新年度も継続を希望する方や、小学校新1年生で、すでに入学前認定されている方は提出の必要がありません。
- * 小学校新1年生で、すでに兄弟が認定されている場合は、住民票、課税証明書などの添付書類は不要です。
- * 収入の状況などにより、前年度に援助を受けられていた方でも、認定されない場合があります。
- * 年度の途中で、世帯状況の変化や世帯収入の好転、児童扶養手当の廃止など、援助を受ける事由が消滅した場合は、すみやかに学校へ連絡してください。
- * **収入の有無に関わらず市・県民税の申告が必要です。(18歳以上の家族)**

◆申請書の提出期限及び認定について

- * 提出期限：令和5年5月12日（金）
在学している、各小・中学校へ提出をお願いします。
提出期限までに申請し、認定された場合の認定日は、令和5年4月1日となります。
- * 提出期限以降の申請については、随時受付をいたします。
認定されますと、各学校を通じて援助費目の支給があります。
支給時期は、費目ごとに異なります。

◆令和5年度の支給内容は、下記の予定です。(支給額は変更する場合があります。)

援助の対象となる費目及び金額 (年額 / 円)

援助費目	小学校		中学校	
	1年	2～6年	1年	2～3年
学用品費等	13,230	15,500	25,040	27,310
新入学学用品費	54,060	————	63,000	————
修学旅行費	22,690	限度で実費分	60,910	限度で実費分
校外活動費	3,690	限度で実費分	6,210	限度で実費分
学校給食費	実費		実費	
高等学校等入学準備費	————		35,000	

※医療費については、海南市子ども医療費助成制度において、本市に住所を有する中学校を卒業するまでの子どもの医療費の自己負担分がすべて助成の対象となりました。
子ども医療費助成制度を利用していただきますようお願いします。

◇◇◇お問い合わせ先◇◇◇

各小学校・中学校

または 海南市教育委員会・総務課まで (073-492-3347)

